

## 本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例（埼玉県条例第七号）（人事課）

### 一 趣旨

現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定めるための条例の制定

### 二 内容

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、知事の期末手当を支給しない

### 三 施行期日

令和三年四月一日